

令和5年神審第14号

裁 決

漁船A漁具・貨物船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年10月2日09時34分僅か前

和歌山県和歌山下津港下津区西方沖合

2 船舶の要目

船 種	船 名	漁船A	貨物船B
総 ト ン 数	13.42トン		17,019トン
全 長			169.37メートル
登 録 長	14.94メートル		
機 関 の 種 類	ディーゼル機関		ディーゼル機関

出 力 5,850キロワット

漁船法馬力数 73キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、その左舷側にGPSプロッター及び機関遠隔操縦装置を、右舷側にGPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ備え、操舵室後方にネットローラーを装備した小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.55メートル船尾1.55メートルの喫水をもって、令和4年10月2日03時00分和歌山下津港有田区の係留地を発し、同区西方沖合の漁場に向かった。

ところで、Aの行う底びき網漁は、網口開口板を使用するトロール漁で、同板に左右各舷から繰り出した直径12ミリメートル長さ約300メートルのワイヤに直径32ミリメートル長さ約23メートルの合成繊維索を連結したえい網索をつなぎ、網口開口板に直径32ミリメートル長さ約38メートルの合成繊維索、長さ約35メートルの袖網、長さ約15メートルの身網及び袋網を連結して投網し、約2ノットの速力でえい網するもので、投網後、えい網に約1時間20分ないし1時間30分、揚網に約20分ないし30分を要し、1回の操業に約2時間を要するものであった。

a受審人は、04時30分前示漁場に到着して、南方に向けて2回の操業を行ったのち、09時00分トロールにより漁ろうに従事していることを示す形象物を表示し、複数の僚船と共に北方に向けて当日3回目の操業を始め、えい網状態となったところで、09時13分僅か前下津沖ノ島灯台から269.5度（真方位、以下同じ。）5.48海里の地点でえい網を始めることとし、針路を353度に定め、

2.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、甲板員を操舵室左舷側に立たせて見張りに就け、自身は、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、09時29分下津沖ノ島灯台から275.5度5.57海里の地点に達したとき、左舷正横後49度1,480メートルのところにBを視認することができ、その後同船が自船に衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、操業中の自船を含む漁船群に接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bに対して警告信号を行わず、間近に接近しても、衝突を避けるための協力動作をとらずにえい網を続け、09時33分僅か前左舷至近に迫った同船を初めて認め、左舵一杯をとったものの、及ばず、09時34分僅か前下津沖ノ島灯台から278度5.55海里の地点において、Aは、船首が328度を向いたとき、原速力のまま、その船尾から至近のえい網索にBの船首が前方から81度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、操舵スタンド、レーダー2台及び電子海図情報表示装置等を備えた船尾船橋型の鋼製貨物船で、フィリピン共和国籍のb船長ほか同国籍の船員19人が乗り組み、天日塩25,000トンを積載し、船首9.55メートル船尾9.84メートルの喫水をもって、同月1日14時54分宮崎県細島港を発し、和歌山下津港の錨地に向かった。

b船長は、翌2日07時50分頃和歌山県日ノ御埼南西方沖合で昇橋して操船指揮を執り、三等航海士を見張りに、甲板手を手動操舵に

それぞれ就け、レーダー２台を作動させながら同沖合を北上し、０８時５０分僅か過ぎ下津沖ノ島灯台から２１９．５度９．６６海里の地点で、針路を３５８度に定め、１１．５ノットの速力で進行した。

ｂ船長は、０９時２４分僅か過ぎ下津沖ノ島灯台から２６２度６．４４海里の地点に至り、錨地に向く０２７度に針路を転じて続航した。

ｂ船長は、０９時２９分下津沖ノ島灯台から２６９度６．００海里の地点に達したとき、右舷船首７度１，４８０メートルのところにＡを視認することができ、同船がトロールにより漁ろうに従事していることを示す形象物を表示し、船尾からえい網索を延出して低速力で移動している様子から、漁ろうに従事していることが分かり、その後Ａに衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、ｂ船長は、Ａの進路を避けることなく進行し、０９時３３分僅か前右舷至近に迫った同船を初めて認め、Ａの船尾方を航過しようとして右舵一杯をとったものの、及ばず、Ｂは、船首が０６７度を向き、１０．９ノットの速力となったとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Ａは、えい網索が折損し、衝突後に転覆したことにより、機関に濡れ損等を生じ、のちに廃船処理され、Ｂは球状船首に擦過傷を生じた。また、ａ受審人及びＡ甲板員が、転覆後に海中に投げ出されたが、来援した僚船に救助され、ａ受審人が、心的外傷後ストレス障害を、同甲板員が、両下肢打撲傷をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、和歌山下津港下津区西方沖合の瀬戸内海において、トロール

により漁ろうに従事しているAの漁具と航行中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

本件当時、両船は互いに視野の内にあり、Aは、トロールにより漁ろうに従事していることを示す形象物を表示し、船尾からえい網索を延出して低速力で移動している様子から、同船が漁ろうに従事していることが分かる状況であったと認められ、Bは、航行中の動力船であることから、海上衝突予防法第18条の各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、和歌山下津港下津区西方沖合において、航行中のBが、見張り不十分で、漁ろうに従事しているAの進路を避けなかったことよって発生したが、Aが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、和歌山下津港下津区西方沖合において、トロールにより漁ろうに従事する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、操業中の自船を含む漁船群に接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなくえい網を続けて自船の漁具にBが衝突する事態を招き、A、B両船及びAの漁具それぞれに損傷を生じさせ、A甲板員を負傷させるとともに自身も負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年11月28日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広